

イスラムと女性の人権

—国連での討議をととして—

Islam and Women's Rights: findings through the deliberations of the United Nations

法学研究科法律学専攻博士前期課程修了

岩 本 珠 実

Tamami Iwamoto

はじめに

I. イスラムにおける女性の人権

1. イスラム女性の現状、制度

- (1) 一夫多妻制
- (2) 結婚、離婚、後見
- (3) 女性に対する暴力

2. 女性差別撤廃条約との抵触点

II. 女性差別撤廃条約におけるイスラムとの衝突

1. イスラム法を理由にした女性差別撤廃条約への留保

2. バングラディッシュのレポート審議におけるイスラム諸国との衝突

- (1) バングラディッシュの留保とレポート審議
- (2) 女性差別撤廃委員会第6会期における決議4の採択と国連での討議

III. 対立の分析と考察

1. 対立の分析

2. 考察

- (1) 女性差別撤廃委員会の対応
- (2) 国際社会の対応

おわりに

はじめに

本論文では、イスラムにおける女性の人権に関して、国際社会はいかに考え、行動すべきか、国連、

特に女性差別撤廃委員会（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、CEDAW）における留保に関する議論をとおして考察する。

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女性差別撤廃条約」ないしは「条約」と称する）は、1979年12月18日に第34回国連総会で採択された。本条約は女性に対するあらゆる差別を撤廃し、固定的な性別役割分業を打破することを目的とした女性の人権に関する包括的な条約である。現在までに国連加盟国のほとんどが加盟している。その加盟国の多さから、国際社会全体がこの条約の趣旨を支持しているようにみえる。しかし実際は、国際人権基準、ひいては西欧的な価値観に嫌疑を抱く諸国によって留保という手段で本条約は形骸化され、無力化されている。この条約の抱える問題点こそ、多様な宗教観の共存する国際社会において、いかにして共通の人権概念を構築するか、という今日の国際社会が抱える課題なのである。留保問題を考えることが、多文化・多宗教社会の相互理解を見出す糸口になると考える。

本稿では、女性観の違いから対立するイスラムと非イスラムの主張を考える。まず第1章では、イスラムにおける女性の状況を述べ、国際人権基準、特に本稿で扱う女性差別撤廃条約の基準に照らして、家族関係における女性の地位の低さが問題となることを指摘する。第2章は、「女性差別撤廃条約におけるイスラムとの衝突」と題し、条約に抵触するイスラムの主張についての委員会の反応とイスラム諸国の対応を見る。第3章では対立の分析と若干の考察を試みることにしたい。

I. イスラムにおける女性の人権

本章では、イスラム女性の人権について、イスラム各国の制度を検討した上で、女性差別撤廃条約との関係で問題となる点を指摘する。

1. イスラム女性の現状、制度

イスラム教の聖典『コーラン』と『ハディース』では、女性は男性より劣位にあり、保護されるべき存在であるとされている。そのため家族においては低い地位が定められ、弱い女性を保護するという目的で一夫多妻制ができた。また、女性は男性を誘惑するものとされた¹ため、その害悪を予防するためにヴェールやブルカに代表される種々の男女隔離の習慣ができたのである²。

このように女性に関するイスラム法の記述がある一方で、実際のイスラム諸国の女性に対する地位はいかに規定され、認識されているのだろうか。イスラム国といってもその地域は広く、女性に対する扱いも一様ではない。女性解放が進む地域がある一方で、いまだに慣習に縛り付けられている地域がある³。

本節では、イスラム法の教えを各国は現在どの程度守り、または改革しているのか、イスラムと女性との問題で特に議論的となる（1）一夫多妻制、（2）結婚、離婚、後見、（3）女性に対する暴力について、それぞれ述べる。

（１）一夫多妻制

一夫多妻制はイスラム諸国の間でもその是非が分かれる問題である。一夫多妻制について、『コーラン』「女人の章」第3節はこう規定する。

「気に入った女性を二人なり三人なり、あるいは四人なり娶れ」

これは、妻を四人まで持つことを肯定しているかのようにみえる。しかし、この後以下の記述がある。

「もし妻を公平に扱いかねることを心配するなら、一人だけを娶っておけ。お前たちがいかに切望しても、女たちを公平に扱うことはできない」（第129節）

近代主義者の解釈によれば、この第129節を重視して一夫多妻制は原則的に禁止とされている。しかし、伝統的な解釈を支持する者も多く、いまだひとつの選択肢となっている。

現在、中東、北アフリカ諸国で一夫多妻制を明文で禁止しているのは世俗化が進むトルコとチュニジアだけである⁴。

トルコ、チュニジアほどではないが、一夫多妻制を制限しようとしている国は多い。二人目以上の妻を娶る際には裁判官の許可を条件としているのは、シリア、イラク、パキスタン等である⁵。すでに結婚している妻の了承を条件とするのはモロッコ、ヨルダン、エジプト、アルジェリアなどである⁶。

このように一夫多妻制に関するイスラム法の適用が制限される潮流のなかで、逆にイスラム回帰が進む国もある。イランは1979年のイスラム革命によって、妻は夫の重婚に対して異議を挟むことはできなくなった。

ただし、法的に一夫多妻制が認められている国でも複数の妻を持つ男性はきわめて少ない⁷。それには経済的、倫理的規制があるからである。結婚の際には、男性は結納金と住居を用意しなければならないため、一般の男性にとっては一人の女性と結婚することも高いハードルである。複数の妻を持つことができるのは、結納金と住居を用意することのできる裕福な男性だけである。

また、倫理的規制としては、イランやサウジアラビアのように法的、社会的に一夫多妻が認められている国でも、重婚をした男性に対する周囲、特に女性の反応は冷ややかである⁸。

以上のように、一夫多妻制を法的に規制しようとする国が増えており、また、一夫多妻制に関する法的な規制のない国でも、経済的、倫理的な理由から実質的には一夫一妻制がほとんどである。しかし、一夫多妻制を法的に規制していても二番目の妻との結婚が無効にならない、社会的慣例から使用されない、法的規制のない国では経済的に強みのある男性にとって一夫多妻は自由など、女性にとっては厳しい状況が続いている。

（２）結婚、離婚、後見

① 結婚

まず、結婚に当たって問題になったのが幼児婚である。イスラム法では男性は12歳、女性は9歳という年齢での結婚が可能である⁹。そしてその場合、自分の意思が反映されることは少なく、親族同士が後見人や代理人として結婚を決めてしまう。嫁ぎ先での女兒の権利や発言力はほとんど期待できない。ただし、現在では近代法が取り入れられつつあり、幼児婚も否定されるようになってきている。エジプトでは1924年に女子の最低結婚年齢を16歳にまで引き上げた¹⁰。また、就学率の上昇と共に婚姻適齢とされる年齢は上がってきている。イランは法律上の最低結婚年齢は女性が9歳だが、実際の平均婚姻年齢は1996年時点で都市で22.5歳、農村部で22・3歳であった¹¹。

② 離婚

コーランの規定によると、離婚は夫が三度離縁を宣言すれば成立する。ムハンマドは身勝手の理由での離縁は戒めていた¹²とはいえ、夫の力は絶大であった。そのため、法改革でこのような夫の一方的な離縁権を規制する国が多い。シリアは1953年、三度の離婚宣言だけの離婚の成立を否定し¹³、チュニジアは1956年、法廷外の離婚はすべて無効となった¹⁴。

一方、妻からの離婚請求は厳しい状態が続いている。イランではイスラム革命により女性からの離婚請求がほとんど不可能になった¹⁵。エジプトでも、ほとんどの場合、離婚を決めるのは男性である。女性は夫が別の女性と結婚した場合、離婚を請求する権利があるが、離婚後の女性は貧困と戦うことになるため、容易に離婚を請求することはできないのが実情である¹⁶。

③ 離婚後扶養

コーランは婚姻にあたって、夫に扶養義務があり、妻に扶養される権利があると規定している。よって、女性は一般的に自活手段をもっていない。そのため、女性だけでは経済的自立が困難で、離婚の際には女性の扶養義務が大きな問題となる。

夫からの離婚請求に対して、シリアやチュニジアでは、法律でしかるべき補償を定めている。また、多くの国で慰謝料が支払われることになっている。しかし、ナワル・エル・サーダウィは「一時的な乏しい資格に過ぎず、ちょっとした口実でもなく停止されるものだ¹⁷」と指摘している。

また、女性の側から離婚を請求するには、逆に夫に多額の慰謝料を払う必要がある。よって経済的にゆとりのある女性以外は、自分から離婚をするのは実質的に不可能である。

④ 子の親権

イスラム法では、12歳以上の子どもの親権は男親にある¹⁸。さらに、シーア派の解釈によると男児の場合は2歳まで、女児の場合は7歳までしか女性の親権が認められない¹⁹。

革命後のイランではこのシーア派の解釈がそのまま適用されることになった²⁰。ところが、イラン・イラク戦争の激化に伴い、夫の戦死と共に子どもの親権を喪失する母親の問題が深刻化したため、1985年、殉教者の妻には子の養育権が認められることになった²¹。しかし、財産、教育、その他重要

な事柄に対する決定権を全て含んだ親権は認められていない。

（３）女性に対する暴力

イスラム法で規定されている、もしくは規定されていると思われる行為で、女性に対する暴力として特に問題になっているのが、①夫による暴力、②姦通罪に対する刑罰、③名誉の殺人、④女子割礼、である。それぞれについての現状と取り組みを概観する。

① 夫による暴力

女性に対する暴力を正当化する根拠に挙げられるのは、『コーラン』「女人の章」の

「逆らう心配のある女たちにはよく説諭し、寝床に放置し、また打ってもよい」

との記述である。

家庭内暴力に関する英国の研究によると、ムスリム社会の出身者、生活者であった男性と結婚している女性は、英国の他の女性よりの８倍も配偶者によって殺害される可能性が高いという²²。

また、有川によると、バングラディシュ農村において、既婚女性の約半数が夫による身体的暴力を受けたとしている²³。

また、女性に対する暴力は、イスラムの教えに則ったものとして、被害者である女性自身によってかなりの程度正当化されている。

② 姦通罪に対する刑罰

イスラム法では既婚者以外の性的関係は厳重に禁じられており、罰則も厳しい。イランやサウジアラビアでは、既婚者の姦通には石打ちによる死刑が行われる²⁴。女性への暴力として特に問題となっているのが、レイプ被害者の処刑の問題である。姦通罪を成立させるには四人の男性の証言か、本人の自白が必要である。姦通罪が成立しない場合、逆に訴えた側が中傷罪として処刑されるのである²⁵。

レイプ被害者が処刑される規程に関しては、反撥が多く²⁶、法改正に向けて動き出す国も見られる。パキスタンではこのほど、レイプ被害者が姦通罪に問われてしまう「ハッド法令」を見直す改正案が、賛成多数で下院を通過した²⁷。しかし、イスラム原理主義政党は猛反発をし、全議員の辞職を打ち出す等、改革への道のりは容易ではない。

③ 名誉の殺人²⁸

家族の名誉を傷つけたという理由で婚前の若い女性が家族や親族の男性に殺害されるという「名誉の殺人」は、今日でも世界の広範囲で起こっている。イスラエル、パレスチナ、レバノン、トルコ、エジプト、モロッコ、ウガンダ、ブラジル、ヨルダン、サウジアラビア等で報告されている。全世界に広がるこの慣習は、秘密裏に行われ、自殺や事故とされることが多いため、正確な数は把握されていないが、年間5000人²⁹とも、6000人³⁰とも言われている。

「名誉の殺人」はイスラム教と関連付けて考えられていることが多いが、実際はイスラムが広まる以前からの慣習と考えるのが妥当だろう。それは、「名誉の殺人」がイスラム国以外でも見られることから推測できる。また、教義にてらせば、イスラム教では、刑の執行はカリフの権限であり、「名誉の殺人」に見られるような家族による処刑は認められていない。また、婚外交渉は禁止されているが、それは男女を問わず、若い女性だけを狙い打ちにする「名誉の殺人」とは相容れない。このように、多くの点でイスラムの教義と矛盾する。しかし、この慣習のある地域では、「名誉の殺人」をイスラム教徒自身を含め、イスラム教の教義と考えている。

④ 女子割礼³¹

女性に対する割礼は、広くアジア、アフリカ、中東の各地で見られ、その数は8000万人にも達するとの統計がある³²。ただ、1982年のレポートでは約8400万人、1993年の調査によれば約1億1400万人と、女兒が誕生する限り女子割礼人口は増え続けている³³。

預言者は「割礼せよ」と述べたわけではないのだが、多くのイスラム地域の人々は、女子割礼がコーランに書かれていると思い込んでいる³⁴。

国際的なキャンペーンによって女子割礼の有害性が指摘されるようになり、法的に規制する国も増えている。しかし、女子割礼が禁止されたとしても、人々の間で意識が変わらなければ密かに続行される可能性は高い。エジプトでは自らの意思で隠れて割礼を受ける女性が増えていると言われている。それは、娘が外に出ることを心配する両親に対して、きちんと割礼を受けたのだから教育を受けさせてほしいとか、外で働かせてほしいとか、自分の決めた人と結婚させてほしいという交渉の切り札として使うためだという³⁵。

女性を縛るための割礼が逆に女性の解放をもたらすという逆説的な状況が生まれているといえる。

2. 女性差別撤廃条約との抵触点

以上述べたイスラムの慣習については女性差別撤廃条約のレポート審議で女性差別として問題となったものが多くある。前述のとおり、イスラムにおける女性の人権観については各国対応が分かれており、一様ではない。それでも概して、イスラムでは結婚や家族に関する権利の考え方が西欧諸国とはかなり異なっている。よって西欧諸国主導で作成された女性差別撤廃条約の条文とイスラムの価値観の抵触が生まれるのである。本節では前節であげたイスラム法的慣習の女性差別撤廃条約との抵触点を指摘する。

まず、一夫多妻制は、第16条1項（a）「婚姻をする同一の権利」に抵触する。

親が子の意思に関係なく結婚相手を決める幼児婚は、第16条1項（b）「自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」、第16条2項「児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置がとられなければならない」と対立する。

男性からの離婚が容易である点は、第16条1項(c)「婚姻中および婚姻の解消の際の同一の権利及び責任」に触れる。

子の監護が父親に有利な点は、第16条1項(d)「子に関する事項についての親(婚姻をしているかしていないかを問わない。)としての同一の権利及び責任」、同項(f)「子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に関する同一の権利及び責任」に抵触する。

女性への暴力については、女性差別撤廃条約に直接の言及はない。しかし、第12条1項「保健の分野における女子に対するあらゆる差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」などとの関係により、割礼のように女子の健康に有害となる伝統的慣習を根絶するための「一般的勧告第14」が、1990年第9会期において採択された。また、夫による暴力や名誉の殺人など、女性に対する暴力全般については、1987年に「一般的勧告第12」が、1992年に「一般的勧告第19」が採択された。これにより、女性に対する暴力も、女性差別撤廃条約で禁止されているとの解釈がなされたのである。また、委員会は、締約国に、あらゆる性に基づく暴力を撤廃するために適切かつ実効的な措置をとることを勧告している。この一般的勧告は、委員会による条約解釈の意味を持ち、各国のレポート審議やコメントに当たっての解釈原理となる。

このように、特に婚姻・家族関係における差別撤廃を定める第16条に、多くのイスラム法及びイスラム法的慣習が抵触していることがわかる。そしてこの16条こそ、女性差別撤廃条約が最重要視する条項なのである。次章では、この抵触をめぐるイスラム諸国と西欧との対立の様子を、主に女性差別撤廃委員会の討議からみることにしたい。

II. 女性差別撤廃条約におけるイスラムとの衝突

本章では、イスラム法と国際法との女性の人権に関する見解の相違とそれに伴う衝突の様子を女性差別撤廃条約に関する議論を事例に検討する。女性差別撤廃条約は前述の通り1979年12月18日、第34回国連総会で採択された。この条約の中心理念は、固定化された男女の役割分担観念の変革にあり、政治参加、国籍、教育、雇用、保健、経済活動、農村女性、家族関係、刑罰規定、売春といった、まさに「あらゆる形態」の女性差別の撤廃を締約国に義務付けている。積極的な女性運動の後押しもあり、採択以後締約国数は増え続け、2006年8月11日現在182カ国となっている³⁶。この締約国数は「児童の権利に関する条約」の192カ国に次いで国際人権条約中2番目の多さである³⁷。この批准状況だけをみると女性差別撤廃条約の理念が国際的・普遍的に受け入れられていると考えられる。しかしその内実を見ると、本条約の趣旨が必ずしも普遍的に受け入れられているとは言い難い。本条約には実に55カ国もの締約国が留保を行っており、国際人権条約中最も多くの留保を負っているのである。この条約は当初から、無数に穴の開いたスイス・チーズのようだといわれ、本条約に対する締約国の態度に疑問が呈されてきた³⁸。無数の留保によって条約が無力化され形骸化されているのである。女性差別

撤廃委員会は留保問題を「条約に対する最も重大な挑戦」と位置づけ、各国政府に対して留保の制限、撤回を繰り返し要求している³⁹。ここで、留保理由として最も多く援用され、問題視されているのがイスラム法を理由にした留保である。イスラム法を理由に行われた留保に関して女性差別撤廃委員会は重大な懸案事項として議論してきた。

本章では第1節でイスラム法を理由にした留保の状況をみる。そして第2節では、女性差別撤廃委員会でのイスラム法を理由とした留保の審議過程を概観する。

1. イスラム法を理由にした女性差別撤廃条約への留保

女性差別撤廃条約には、実に多くのイスラム法を理由にした留保が存在する。

モーリタニア、サウジアラビア、リビアは条文を特定せずにイスラム法（シャリーア）を優先している。2条（締約国の差別撤廃義務）には、バーレーン、パングラディシュ、エジプト、リビア、モロッコ、イラクが、5条（役割分担の否定）7条（政治的・公的活動における平等）9条（国籍に関する平等）にはマレーシアが、そして16条（婚姻・家族関係における差別撤廃）にはバーレーン、エジプト（1項c, f）、イラク、モルジブ、マレーシア、パングラディシュ、リビア、クウェートがイスラム法を理由に留保しているのである。また、2004年10月に批准したアラブ首長国連邦は、国連によると留保がないことになっているが、実際には2条と9条が留保されているという⁴⁰。

このように多くのイスラム国がイスラム法を理由に留保している背景には、同条約の定める義務が極めて広範囲に及んでおり、伝統、文化、慣習に関わる事項を多く含んでいることが指摘されている⁴¹。女性差別撤廃条約の画期的な点は、それが公的分野における女性差別のみならず、家族や社会など私的分野における実質的な差別をも規制の対象にしていることである。しかし、その画期的な理念ゆえに問題が起こっているのである。慣行を変えることについては制定過程より反対意見が提示されてきた。しかし、女性差別の多くは、事実上の問題であるとの意識が条約制定者にはあり、それがこの条約の立法意思とされたのである⁴²。よって、この条約の理念を実現するためには、社会の慣習、慣行における差別の廃止が不可欠なのである。そしてここにシャリーアを生活の法と位置づけ、それを厳格に守ることを義務としているイスラム諸国が条約を一部ないし包括的に留保する理由がある。

女性差別撤廃条約は28条1項で、批准または加入の際に留保を行うことを認めてはいる。しかし、2項では、「この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は認められない」との但し書きがある。ここで、この「条約の趣旨及び目的」が何を意味するのかが問題となる。

女性差別撤廃委員会が、明らかに2項違反として問題にしているのが、条約を特定しない一般的留保と、2条（締約国の差別撤廃義務）、16条（婚姻・家族関係における差別撤廃義務）への留保である⁴³。2条は、この条約に批准した国が女性差別を撤廃するための政策を国内において行うように求めたものである。また、16条はこの条約がもっとも重視している私的分野における事実上の差別の撤廃を実現するために不可欠な条文である。

この許容されない留保にあたるのが、前述のようにイスラム法を理由にした一般的留保3カ国、2条への留保6カ国、16条への留保8カ国である。次節では、このような留保を行ったイスラム諸国の主張と、女性差別撤廃委員会における審議及び勧告を概観し、それぞれの主張を見ていくことにしたい。

2. バングラディシュのレポート審議におけるイスラム諸国との衝突

条約の運用にあたっては、締約国が条約の定める差別撤廃義務を正確に履行しているかチェックする必要がある。女性差別撤廃条約の場合、締約国はレポートを提出し、それに基づき女性差別撤廃委員会が審議を行い「最終コメント」を提示する。現在までに182カ国の加盟国のうちそのほとんどがレポート審議を行っており、多くの国は第5次、第6次のレポートを提出している。

ここで、イスラム教の教義の解釈をめぐる議論が行われたバングラディシュのレポート審議を見ていきたい。バングラディシュは1984年という早い段階から女性差別撤廃条約を批准しており、女性問題に関して積極的に取り組もうとしている国であるといえよう。しかし、条約にとって根幹となる規定である第2条と16条とをイスラム法を理由に留保している。

(1) バングラディシュの留保とレポート審議

① 留保の状況

条約第2条（締約国の差別撤廃義務）、第13条（a）（家族給付についての権利）、第16条1項（c）（婚姻における同一の権利）、（f）（子の後見および養子縁組に関わる同一の権利）に対してイスラム法を理由に留保を付している。

② 第1次レポート審議⁴⁴

バングラディシュの第1次レポート審議は、女性差別撤廃委員会第6会期（1987年3月30日から4月10日）において行われた。

政府代表は、バングラディシュ政府が女性のための法的措置はとっているものの教育の欠如、社会の伝統的価値観、経済状況のため、その法律の恩恵に充分浴していない状況を報告した。

レポートに対して委員は、女性差別撤廃条約第2条を留保の再考を望んだ。また、法律と実際面の状況には大きな開きが感じられるとの見解も示された。

③ 第2次レポート審議⁴⁵

第2次レポート審議は、CEDAW第12会期（1993年1月18日から2月5日）において行われた。

第2条、第13条（a）、第16条1項（c）、（f）の留保に関して質問があった。政府代表は、人に関する法（personal law）は宗教法なので、簡単に変えることはできないと返答した。

④ 第3次、第4次合併レポート審議⁴⁶

第3次、第4次合併レポート審議は、CEDAW第17会期（1997年）において行われた。政府報告で

は、条約第13条（a）、条約第16条（f）に対する留保を撤回することを宣言した。

委員会は、第13条（a）および第16条1項（f）の留保撤回を、他の同様な留保国をリードするものとして歓迎する一方、条約の根本的かつ核心部分である第2条と女性の権利の享受にあたって決定的である第16条（a）に関する留保に関心を示した。委員会は、あらゆる形態の女性に関する暴力、特に辛々な言葉を投げかけること、石を投げつけ殺すこと、ダウリにかかわる死など、緊急を要する残酷な暴力の犠牲者を直接救済できないことに関して大きな関心を寄せた。また、女性への罰に宗教を利用した正当化が行われていることに関心を示した。

CEDAW審議が実を結び、条約第13条（a）、条約第16条（f）に対する留保が撤回されたことは大きな前進であった。そして留保の核心部分である残る第2条および第16条1項・2項の留保撤回にCEDAWの関心が高まった。

⑤ 第5次レポート審議⁴⁷

第5次レポート審議はCEDAW31会期（2004年）において行われた。

留保に関連して、政府代表は、法、正義、議会省によって第2条および第16条1項・2項の留保撤回に関する賛意が得られたと述べた。ついに、条約の核心部分である第2条と第16条の留保撤回に大きな前進が見られたのである。

委員会は留保撤回の意志を歓迎する一方で、女性に対する暴力を許容している社会的、文化的、伝統的な態度を変える手段を政府がとること、婚姻、離婚、後見、離婚後扶養、財産相続について、条約諸規定に一致する家族法を直ちに採択することを勧告した。

⑥ 現在の状況⁴⁸

第5次レポート審議で、第2条および第16条1項・2項の留保撤回に関して前向きな報告を行ったバングラディシュだが、その後、政権の変更に伴って婦人の地位向上政策（National Policy for Advancement of Women: NPAW）を変更した⁴⁹。バングラディシュ政府の政策変換によって、CEDAWで表明した留保の撤回は暗礁に乗り上げる形となった。このことはイスラム法の解釈を変更することがいかに難しいかを物語っている。バングラディシュは女性差別撤廃条約を他のイスラム国に先駆けて早い段階から批准しており（1984年）、イスラム諸国のなかでも女性の地位向上に熱心な国であるといえよう。そのバングラディシュの女性政策の転換は他のイスラム諸国にも影響が出ることが懸念される。

（2）女性差別撤廃委員会第6会期における決議4の採択と国連での討議

① 第6会期

前節のとおり、女性差別撤廃委員会第6会期（1987年3月30日～4月10日）バングラディシュの第一次レポート審議では、第2条、第16条が留保されていることが問題となった。バングラディシュはイスラム法との抵触を理由に当該条項を留保しており、他のイスラム諸国も同様にイスラム法を理由

に留保を付しているのが現状であった。そのため、女性差別撤廃委員会としては、イスラム法の解釈を正確に研究する必要があると考えた。エジプトのメルバト・タラウエイ委員の提案を受け、CEDAWはイスラム法と慣習のもとにおける婦人の地位についての研究を国連が促進するよう要請する決議4を採択した。これは、イスラム法を援用の理由とした留保問題を考えるにあたって有効な糸口を見出すものであり、これを契機に今後イスラム教との相互理解がすすむように思われた。

② 経済社会理事会、国連総会での反撥⁵⁰

しかし、その後行われた経済社会理事会第一定期会期（1987年5月4日～5月31日）で状況は一転する。理事会は、決議4に関して、いかなる行動も取るべきではないこと、CEDAWに対しこの決定を再検討すべきであることを勧告した。さらに1988年の国連総会第三委員会でも、CEDAWによる決定に反撥が起こった。アラブ、アフリカ、アジアの多くのイスラム諸国からは、次のような角度からの反論があった。

- ①イスラム法は婦人の権利を保護している
- ②平等については宗教的、文化的価値をも含めた総合的観念が存する、
- ③委員の見解は偏見に基づきイスラム教を歪曲したものであって到底受け入れることはできない、
- ④そもそも委員会にそのような権限はない⁵¹といった意見である。さらに、イラン代表の女性は、
- ⑤物質的欲求を規準とし、数量的方法によって平等実現の度合いを決定する西欧のやり方ではなく、各社会の持つ精神的、道徳的価値をも考慮して判定すべき、との意見を述べ、イスラム諸国の共感を得た⁵²。

③ CEDAWの対応

一連の反撥について、CEDAW議長のディシリ・バーナード氏は、委員会の意図はイスラム教の批判ではなく、より深い理解のための研究を進めることにあったのが誤解された、と述べている⁵³。

1989年の女性差別撤廃委員会第7会期ではこの問題について検討し、ステートメントを採択した。それは、「若干の締約国のレポート及び答弁が、イスラム法の教義、伝統及び慣習に直接、間接言及していたことを想起すべきであり、委員会は、条約17条及び21条にもとづきその義務を遂行するために研究を要請した。その際いかなる宗教をも国家をも批判する意図は毛頭なかったものである。」といった内容である⁵⁴。

しかし、国連総会での厳しい決議は、CEDAWの勧告採択への姿勢を消極的なものにした。第7会期において、アフリカにおける女性の割礼が問題視された。しかし委員会は前述の総会決議の後であることを考慮し、討議を先送りしたのである⁵⁵。

Ⅲ. 対立の分析と考察

女性差別撤廃委員会第六会期ではイスラムにおける女性の地位について国連機関が研究を行うこと

に各国が積極的であったにもかかわらず、経済社会理事会では一転して反撥を招き、勧告が葬り去られる結果となった。本章では、このような対立の分析と解決方法としての若干の考察を行う。

1. 対立の分析

経済社会理事会でのイスラム国の発言で、「イスラム法は婦人の権利を保護している」との主張がなされた。イスラムの女性の人権についての議論がなされる中で、西欧諸国の女性観と対立する発言である。これは、西欧とイスラムとの人権概念の相違に起因する。

イスラムはそもそも西欧のような女性と男性の完全な権利の上での平等を目指していないと考えられる。1990年、イスラム諸国会議機構（OIC: Organization of the Islamic Conference）は、「イスラムの人権に関するカイロ宣言」を採択した。この「カイロ宣言」では女性について第6条で「女性は人間の『尊厳』において男性と平等である」と規定されている。つまり、男女は「尊厳」において平等なのであって、「権利」についての平等とは規定されていない⁵⁶。西欧諸国の考え方を土台とする国際基準は、選挙権に始まり、財産権、婚姻における権利など、男性と対等な権利を得ることが女性の権利を保護すると考えてきた。一方、イスラムでは、個人の権利より家族、共同体の権利を尊重する。社会全体のために働くことが、女性を含む共同体の構成員の権利保護につながっていくとの考え方である。権利の上での平等よりも、精神の上での平等が真の平等であるとする。ここに国際基準とイスラム諸国との相違が生じている。

人権に対する考え方の相違による留保に対し、他の諸国、特に西欧諸国は、ひとたび国際社会で合意され自国も批准したならば、いかなる理由であれその条約は遵守すべきであると主張している。

また、もし留保をする特別な理由があるのなら、イスラム法について説明責任を果たすべきであるとの意見がある。リビアの審議でも、イスラム法と女性差別撤廃条約の留保の関係について明確でない、もっとイスラム法に関する説明が必要である、との意見が出た⁵⁷。

女性差別撤廃委員会の問題意識としてある「批准したのなら遵守せよ」との考えには説得力がある。そもそもなぜイスラム諸国は女性差別撤廃条約を批准したのだろうか。その理由として三つ仮説を上げることができる。第一に、女性差別撤廃条約とシャリーアが矛盾しないと考えたというもの。第二に、そもそも条約を守る気がなかった、というもの。第三に、すでにシャリーアを厳格に守っていないというもの。

第一の女性差別撤廃条約とシャリーアが矛盾しないと考えたとの仮説であるが、これは、前述したレポート審議でのエジプト等の発言など、ほとんどのイスラム国が委員会での審議においてこの考え方をとっている。実際、エジプトが付した条約第16条への留保では、シャリーアは条約の趣旨と同じく男女の平等をうたっていると述べている。この考え方をとる国は、したがって問題点はイスラム法ではなく、誤った解釈のほうにあると考える。

第二に、そもそも批准の時点で条約を守るつもりがなかったとの仮説である。これは多のイスラム

フェミニストの主張でもある。ファティマは、女性差別撤廃条約の批准に対するエジプトの態度について、「本心では平等性の原理を拒否しているが、原始的で野蛮な国だと非難されるのを避けるために、外交レベルでは平等性の拒否を表明できない⁵⁸」と述べている。条約をイスラム法に照らして遵守できないことがわかっていながら、批准をしないことによる国際的批判を免れるために、形だけ批准したというものである。そのため、批准は留保を前提とするものだった。

第三に、批准した諸国はすでにシャリーアに厳格ではないとの仮定である。アブドラヒは、近代法及び今日の政策はシャリーアに根ざしていない部分もあるとする⁵⁹。この仮説では、イスラム法を考慮せずに、純粋に条約の趣旨に賛同して批准したということになる。

この三点のうちいずれかが正しいというよりは、これらの理由が複合していると考えられよう。いずれにせよ、自己の人権概念を持ちつつ国際社会に対応しようとしているイスラム諸国の葛藤がよみとれる。次節ではそのようなイスラム諸国との共存への方策を考察する。

2. 考察

宗教、歴史的背景、その他多くの点で違いがあるなかで、イスラムと他の諸国との間に価値観の相違があるのはむしろ当然とも言える。価値観の相違をいかに理解しあうことができるのだろうか。本節では、イスラムの女性の人権に関する留保に対して国際社会がとるべき対応を提案する。留保への対応は、広くイスラム国と非イスラム国との人権概念の調整への対応策ともなると考える。大きく分けて、女性差別撤廃委員会の改革、そして、イスラム国の人権概念の根底に位置する問題について述べる。

（１）女性差別撤廃委員会の対応

女性の人権に関する意見調整を行う機関である女性差別撤廃委員会が、イスラム国との調整を行い易くすることができるように改革する余地がある。女性差別撤廃委員会自身に可能な対応として、（１）条約と両立しない留保に対するコメントの強化、（２）委員会自身の調査があげられる。

① 留保に対するコメント

まず、女性差別撤廃条約と両立しない留保に関して、再考すべきである旨、絶えず国際社会がメッセージを送り続ける努力が求められる。委員会は、一般的勧告第4および第20において、条約の留保を取り上げた。また、世界女性会議の「ウィーン宣言および行動計画」、北京女性会議への報告書でも、留保を「条約に対する最も重大な挑戦」と位置づけている。さらに、国連女性2000年会議でも、このことは繰り返し述べられている⁶⁰。

女性差別撤廃委員会の締約国レポート審議における具体的なコメントも重要である。これまで女性差別撤廃委員会は締約国レポートの審議過程で、個別国家の留保問題を取り上げてきた。留保の指摘ではなく、留保を付した国に対して説明を求めるという「建設的対話」に特徴がある。

このような勧告や人権会議の文書、そしてレポート審議を通じて、締約国は次第に留保を限定し、撤回を始めるようになってきた。前章のように、バングラディシュは、条約第13条（a）、条約第16条（f）を撤回し、リビアは一般的留保について、その範囲を限定する修正を行っている。

② 委員会自身の調査

第六会期女性差別撤廃委員会（1987年）では、イスラム法の下での女性の地位について、国連による研究を要請する決定が経済社会理事会及び国連総会で否決されたが、このような研究は現在でもイスラムとの相互理解を図る上で重要であると思われる。この点、女性差別撤廃条約選択議定書第8条の調査権を活用して、女性差別撤廃委員会自身が調査に乗り出すことが検討されるべきであろう。この制度は、女子割礼や武力紛争下の女性に対する暴力など、個別の事例では対処できないときに活用されることが期待されている。「女性の人権は、偶発的というより、差別的な構造そのものに起因して常態的に侵害されている。その点からすると、個別事案を処理する個人通報よりも、むしろ構造そのものにダイレクトに切り込む調査制度の方が有効な場合が少なくないかもしれない⁶¹」との指摘には説得力がある。選択議定書を批准しているイスラム国と協力し、イスラムの慣習下における女性の地位に関する調査をおこなうことが、相互理解への第一歩となるだろう。

（2）国際社会の対応

国連をはじめとする国際社会は普遍的なものとして人権基準を設定してきた。しかしイスラムは女性差別撤廃条約への留保および一般的勧告の否定という形で、自己の文化を守る態度を示した。一般的勧告が否定された直後の国連総会第三委員会では、パキスタン代表が、（女性差別撤廃）条約がイスラム教国に対する圧力として使用されることのないように、とのコメントをした⁶²。

しかし、第3章で述べたように、結婚や離婚に関する規定など、女性に対する政策は国によって大きく異なっている。このイスラム諸国の多様性こそが、イスラムが共通の枠組みではなく、歴史的文化的背景によって形作られてきたことを如実にあらわしているといえよう。実際、イスラムは西欧世界が近代以降に生み出した諸価値のうち、自分たちの規範に照らして問題がなければ受容してきた。トルコがその例である。

一方、イスラムなりの「女性の人権」、そして、女性のエンパワーメントという点に関し、イスラム法を尊重することによって自らの活動を自由にしようとする女性が現れている。たとえば、ヴェールやブルカをかぶることによって自由に外出し、学び、外出する女性である。UAEでは、以前は女性が町を歩くことさえ珍しかったが、最近はヴェールをかぶった女性が外出して買い物や食事を楽しむ姿も見られるようになった⁶³。また、イランやパキスタン等では、本格的に宗教を学ぶための高等教育機関である女子宗教学院が次々に開設されている。ここで学んだ女性は、敬虔な女性として家族や地域で尊敬され、卒業後は宗教集会での説教や子供向けに宗教を教えることで実利を得ることもできる⁶⁴。これらは、伝統を壊すことなく、女性の自己実現と地位の向上を図る、許された範囲でのエンパ

ワームメントといえるだろう。

イスラム教徒は、その論理に基づいて、できるだけ現実の社会情勢に対応しようと努めているといえよう。イスラム諸国の女性に対する態度の実態は複雑であり、西欧的なものさしでその評価を下すことは、彼女たちの自立の目をつんでしまうことになりかねない。国際社会にはイスラム教徒自身が見出したイスラムなりの「人権」を認め、見守る度量がもとめられよう。

女性の高学歴化は世界的に進み、それはアラブイスラム地域においても例外ではない。イスラム女性のおかれている状況について、疑問に思い、声をあげる女性も増えている。それがエジプト出身のナワル・エル・サーダウイであり、モロッコ出身のファティマ・メルニーシであり、彼女らの後に続くイスラムフェミニストたちである。そして、彼女たちが総じて主張しているのが、西欧の圧力ではなく自分たちのおかれている状況がわかっているイスラム女性自身が、自らの進むべき道を選択する主体者である、という点である。女性差別撤廃条約をはじめとする国際法とイスラム法との接点を確定するのも、よく知りよく考えたイスラム女性自身でなければならない。国際社会ができることは彼女らが自由に発言し、選択するのを手助けすることである。そしてその手助けというのは、イスラム諸国の学者や政府、民間人との女性の人権に関するフォーラム等国際的な対話の場面を持つことはもちろん、女性差別撤廃委員会場で、西欧は西欧なりの「人権」を主張していくことであると思われる。なぜなら、自らの手でイスラム圏の男女平等を進めたいと言っていたイスラム女性も、その検討材料に女性差別撤廃条約をあげているからである⁶⁵。女性差別撤廃条約の有用性はイスラム女性自身にも認識されている。

おわりに

以上本論文は、国際人権基準とイスラムの人権基準の違いについて女性差別撤廃条約に照らして述べた。第1章では、国際人権基準とイスラムの人権基準の相違を論じた。特にイスラムにおける女性の人権観については、イスラム各国の間でも対応が分かれており、一様ではない点、イスラムの教義を敬虔に守ることによって自己実現を図ろうとする女性が出てきている点を主張した。

第2章では、女性差別撤廃条に抵触するイスラムの主張についての委員会の反応とイスラム諸国の対応を見た。特にイスラムにおける女性の地位についての研究を行うべきである旨の一般的勧告をイスラム諸国の反撥で否決されたことは、対立の象徴的な出来事として紹介した。

第3章では特に一般的勧告の否決について、それぞれの主張の理由を考えた。また、イスラムが価値観の相違にも関わらず条約を批准した理由を考えることによって、国際社会に対応しようとしているイスラム国の葛藤を述べるとともに、イスラム女性の人権に対するアプローチを提案した。

なお、本論文は国際社会とイスラムの衝突回避を中心に述べたため、一般的なイスラムの考え方から述べた。しかし、イスラム諸国は多様であり、ひとまとめに論ずることは難しい。今後の課題とし

て、個別のイスラム国の女性差別撤廃条約に対する対応を検証することが挙げられる。個別の検討によって、より詳細なイスラム国の国際基準への対応とその葛藤、対応のあり方を提案できよう。

〔注〕

- ¹ Saadawi, N. El, “The Hidden face of eve : Women in the arab World”, 1980. 村上真弓訳『イヴの隠れた顔ーアラブ世界の女性たち』(未来社、1988) 237-238頁
- ² ただし、このような思想は何もイスラム教に限らない。仏教においても女性を男僧の禁欲修行の妨げになるとして遠ざけようとした。例えば、「女の容色・かたち、女の味、女の触れられる部分、さらに女の香りなどに執着する者は、さまざまな苦しみを知る」(『テラーガーター』)、「愛執は苦しみの起こる起源である」とこの危険な災いを知って、愛欲を離れ、執着してとることなく、修行僧は気をつけながら遍歴すべきである」(『ウダーナヴァルガ』)
- ³ フランスの雑誌『ELLE』は、イスラム女性を特集した記事の中で女性の自由度別にイスラム諸国を5段階に分類している。選挙権があるか、離婚が可能か、ヴェールの着用が義務付けられているか、といった11の条件を判断基準にした分類で、①基本的人権が大幅に制限されている国としてはサウジアラビア、パキスタンが挙げられている。②基本的人権を法的に保障しているが伝統に引きずられている国は、セネガル、モロッコ、マリ、ナイジェリア、パレスチナ、ヨルダン、バングラディシュ。③女性の地位が向上しつつある国は、イラン、アフガニスタン、イエメン、オマーンなど。④改革的で女性の地位が男性並みになりつつある国は、イラク、チュニジア、リビア。⑤男女同権が法的に実現されている国は、シリア、トルコ、アルバニアなどが挙げられる。(『ELLE』2003年7月号143頁)
- ⁴ 中村廉治郎『イスラームと近代』(岩波書店、1997) 105頁
- ⁵ 同上
- ⁶ 白須英子『イスラーム世界の女性たち』(文藝春秋、2003) 93頁
- ⁷ 片倉もとこ『イスラームの日常世界』(岩波新書、1991) 83頁
- ⁸ マイ・ヤマニ「イスラームにおける異文化結婚ー理想と現実」ローズマリー・ブレイカー他編、吉田正紀監訳『異文化結婚ー境界を超える試み』(新泉社、2005) 211頁
- ⁹ 中村『前掲書』104頁
- ¹⁰ 泉沢久美子編『エジプト社会における女性ー文献サーベイ』(アジア経済研究所、1993) 59頁
- ¹¹ 桜井啓子『現代イランー神の国の変貌』(岩波書店、2001) 153 - 154頁
- ¹² 白須『前掲書』65頁
- ¹³ 中村『前掲書』110頁
- ¹⁴ 同上
- ¹⁵ 中西久枝『イスラムとヴェールー現代イランに生きる女たちー』(晃洋書房、1996) 79頁
- ¹⁶ Saadawi, *op.cit.*p. 333-336
- ¹⁷ *ibid.*,p.336
- ¹⁸ 21世紀研究会編『イスラームの世界地図』(文藝春秋、2006) 238頁
- ¹⁹ 白須『前掲書』92頁
- ²⁰ 中西『前掲書』77頁
- ²¹ 桜井『前掲書』156頁
- ²² 白須『前掲書』110頁
- ²³ 有川志野「マイクロクレジットが「女性に対する暴力」に与える影響についての考察ーバングラディシュ農村の経験からー」『アジア女性研究』第10号((財)アジア女性交流・研究フォーラム、2001) 1頁
- ²⁴ 白須『前掲書』101頁
- ²⁵ 白須『前掲書』102頁
- ²⁶ 例えば、国際NGO「アムネスティ・インターナショナル」は、ダルフル紛争下で起きた数千人にも上るレイプ被害者が、スーダンの司法制度では「4人の男性目撃者」を裁判の証人として呼ぶことを義務付けるなど、性

- 暴力の被害者が泣き寝入りせざるをえない状況であることを糾弾している。(http://secure.amnesty.or.jp/stopvaw/action_darfur.html)
- 27 朝日新聞、2006年11月22日
- 28 イスラム世界の厳格な性道徳と結びついた慣習。婚前の女性に異性との噂話が出ると、その真偽を確かめる前に、家族の名誉を守るために親戚の男性が集まってその娘を殺してしまう。(塩尻和子「イスラームの女性観—その理想と現実」『東洋学術研究』第45巻第1号(東洋哲学研究所、2006年6月)72-73頁)
- 29 アムネスティ・インターナショナル
- 30 スアド、松本百合子訳『生きながら火に焼かれて』(ソニーマガジズ、2004)306頁
- 31 女子割礼の方法は地域によりさまざまだが、もっとも軽い女子割礼は、陰核の表皮をカミソリで切るもので、男子の割礼に近いものと考えられる。次に切除部分が大きいのが陰核切除であり、もっとも過酷な女子割礼は陰部封鎖である。これらの手術は大体10歳前後に行われる。医学的な知識のない助産婦や床屋が行うことも多く、医学上の深刻な後遺症を伴う。手術時のショック死や、出血多量死、手術後の敗血症、傷口の化膿、感染症、破傷風、尿毒症、膀胱炎、がん、不妊、流産、感染症など。また、大きな精神的なトラウマが残ることも問題となっている。(河合知子「イスラームの慣習か?—女子割礼再考」『女性学年報』第19号(日本女性学研究会「女性学年報」編集委員会、1998年11月)27-28頁)
- 32 城忠彰「アジアにおける性差別的慣習—女子差別撤廃条約の視点から—」『アジア女性研究』第2号((財)アジア女性交流・研究フォーラム1993年)57頁
- 33 河合「前掲論文」27頁
- 34 河合「前掲論文」29-30頁、Saadawi, *op.cit.*p. 87
- 35 白須「前掲書」230頁
- 36 外務省 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001_1.html)
- 37 外務省 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/ichiran.html)
- 38 山下泰子「女性差別撤廃条約とNGOの役割」山下泰子ほか編集『フェミニズム国際法学の構築』(中央大学出版、2004年)113頁
- 39 山下泰子「女子差別撤廃条約における留保」『女性差別撤廃条約の研究』208-237頁
- 40 石崎節子「模索するイスラム圏女性—国際交流基金「平成17年度中東女性・市民団体交流事業」に参加して—」国際女性の地位協会『国際女性』No. 19(尚学社、2005)、180頁
- 41 伊藤哲郎「女子差別撤廃条約における留保問題」『レファレンス』(2003)13頁
- 42 山下泰子ほか『法女性学への招待』ゆうひかく選書、2000年、31頁
- 43 山下泰子「国際人権保障における『女性の人権』—フェミニズム国際法学の視座」国際法学会/編『日本と国際法の100年』第1巻、(三省堂、2001)90頁
- 44 国際女性編集委員全編訳「CEDAW第6会期における各国レポート審議概要—国連報告書の抄訳」国際女性の地位協会『国際女性』第1号(尚学社、1988)24-25頁
- 45 国際女性編集委員全編訳「CEDAW第12会期における各国レポート審議概要—国連報告書の抄訳」『国際女性』第7号(尚学社、1993)34-37頁
- 46 国際女性編集委員全編訳「CEDAW第17会期および18会期における各国レポート審議概要—国連報告書の抄訳」国際女性の地位協会『国際女性』第12号(尚学社、1998)55-56頁
- 47 国際女性編集委員全編訳「CEDAW第31会期および32会期における各国レポート審議概要—国連報告書の抄訳」国際女性の地位協会『国際女性』第19号(尚学社、2005)30-33頁
- 48 IPSヘッドライン (http://ipsnews.net/news.asp?idnews=29672)
- 49 IPSヘッドラインは、バングラディシュは2004年政策で特に女性の経済的自立に必要な資産・遺産の均等配分、土地所有権、雇用促進、政治参加、性差別的暴力の禁止といった項目を削除しており、バングラディシュの婦人地位向上運動が保守派勢力の台頭で揺らいでいる様子を報告している。
- 50 国際女性編集委員全編訳「CEDAW第6会期における各国レポート審議概要—国連報告書の抄訳」国際女性の地位協会『国際女性』第1号(尚学社、1988)25-26頁
- 51 『同上書』10頁
- 52 同上
- 53 同上
- 54 伊東すみ子「国連総会第三委員会に出席して」『国際女性』第2号(尚学社、1989)19頁

-
- ⁵⁵ 米田眞澄「女子差別撤廃委員会における一般的勧告採択の動向—女性の地位委員会の影響を中心として」阪大法学第42巻第1号（1992年8月）198-190頁
- ⁵⁶ 宮田律『イスラム世界と欧米の衝突』（日本放送出版協会、1998）144-146頁
- ⁵⁷ 国際女性編集委員全編訳「CEDAW第13会期における各国レポート審議概要—国連報告書の抄訳」国際女性の地位協会『国際女性』第8号（尚学社、1994）30頁
- ⁵⁸ Fatima al-Mernisi, “ISLAM AND DEMOCRACY ; Fear of the Modern World”, Reading Massachusetts, Addison—Wesley, 1992, 私市正年他訳『イスラームと民主主義—近代性への恐れ』（平凡社、2000）106頁
- ⁵⁹ Abdullahi an-na, im, “The Rights of Wonen and International Law in the Muslim Context” whittier Law Review, 1987—1988, p. 513
- ⁶⁰ UN.Doc.A/42/38, para579, AJ47/38, A/CONF.157 24, PartI, Chap.III Sect. II Para.39, A/CONR177/7, ParaS. 48-53, A/CONR177/20, Para.230©, A/S-23/10-ReV11, Para.27
- ⁶¹ 阿部浩己「国際人権と女性—女性差別撤廃条約選択議定書が意味するもの」『労働法律旬報』第1487号（労働法律旬報社、2000）
- ⁶² 野瀬久美子「第44回国連総会第三委員会に出席して」国際女性の地位協会『国際女性』第4号（尚学社、1990）4頁
- ⁶³ 川喜多嘉寿子「アラブ女性と外出」国際女性の地位協会『国際女性』第13号（尚学社、1999）33頁
- ⁶⁴ 国際シンポジウム「グローバリゼーションのもとでの少数民族女性のエンパワーメント（国際シンポジウムグローバリゼーションの下での少数民族女性のエンパワーメント実行委員会主催、2006年11月5日）での桜井啓子氏の発表「シーア派の女子宗教学院」
- ⁶⁵ 石崎「前掲論文」182頁